

購入要求番号：

自衛隊中央病院仕様書		
精白米	仕様書番号	
	中病栄-Z000006J	
	作成年月日	平成24年 4月 2日
	変更年月日	令和 5年10月 1日
	作成部隊等名	診療技術部 栄養課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊中央病院診療技術部栄養課で使用する精白米について規定する。

### 1.2 規格

規格は、次による。

- 令和5年度国内産の“ごしひかり”または“あきたこまち”の検査1等米100%とする。(JA米または全集連米とする。)
- とう精率は、90%±1%とする。
- “(財)日本穀物検定協会”の米の情報提供システムの対象となる“米販売業者及び精米工場審査基準”による登録証または“(社)日本精米工業会”の認定登録証を保有する業者によって精米された米であること。
- 石抜機、食味分析機、精米ガラス選別機、金属検出機、白米精選機等の設備を有した工場で精米された米であること。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

## 2 製品に関する要求

### 2.1 とう精作業

とう精作業は、次による。

- とう精作業は、納品日の前日に行うものとする。
- 玄米は“農産物検査法”に基づく産地、品種、生産年月日が表示されているものを使用する。  
また、玄米に表示が無い場合、本仕様書で指定する項目と異なる表示の場合使用できない。
- JA米を使用する場合は、“JAの認証を明らかにしたJAシール”が張られていること、全集連の場合はその証明のあるものを使用する。  
また、低温保管されていたもので、一時的であっても屋外に放置されたものや、非衛生的な痕跡があるものは使用してはならない。
- とう精作業時における一切の責任については、契約の相手方が負うものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 とう精検査

- とう精検査は、必要により実施するものとし、実施する場合はとう精作業時に官側検査官が立会

して実施する。

b) 契約の相手方は、とう精検査実施時期等細部について官側と調整するものとする。

### 3.2 受留検査

a) 受留検査は、自衛隊中央病院栄養課検収場において無作為に抽出して実施する。

b) 次の場合は不合格とする。

- 1) 害虫等の混入が認められた場合
- 2) 鳥の糞等不衛生な物が付着していた場合
- 3) 風袋を差し引いた重量が指定重量に満たない場合
- 4) 提出すべき書類に不備、偽造があった場合
- 5) 仕様書で定めた規格を満たされていない場合
- 6) その他、契約の相手方の責に帰することが生じた場合

### 4 出荷条件

#### 4.1 納品荷姿

納品荷姿は、1袋 30 kg 詰めとし、新袋3層クラフト紙を使用し上下ミシン縫いで封緘されたものとする。

#### 4.2 製品への表示

製品への表示は、次のとおりとし1袋ごとに表示する。(シール可)

### 5 その他の指示

#### 5.1 提出書類等

提出書類等は、納品までに次に示す書類などを官側に提出するものとする。

#### a) 品質証明書

「A、全集連などから発行された伝票(写し可)で産地、銘柄、年産、区分、取引先及び出荷、到着予定日時等が記載されていること。

また、中間業者が入る場合には玄米仕入業者が発行する品質証明書及び「A、全集連などから発行された伝票毎の品質証明書の写し。

#### b) 玄米仕入先の確認ができる書類

玄米仕入伝票等、契約の相手側が玄米を購入した際に仕入先が発行するもので、産地、品種、年産、等級、荷姿、1袋あたりの数量・総数、送り先(契約する精米納入業者名)、送り主(契約の相手方の仕入れ元)名が明記されているもの。

#### c) とう精記録書類

とう精工場が作成しているとう精台帳のうち、自衛隊中央病院に納入された精白米のとう精行程

がわかる部分（写し可）

d) **精米品位判定検査書**（検査者氏名・検査機名記載）

品位基準は日本精米工業会の基準値を最低基準とし、とう精した精米を抽出して検査を行うものとする。

e) 低温倉庫を別施設に委託している場合、倉庫からの出庫票（写し可）

f) とう精作業時に玄米及び精白米を各 50 g 無作為に抽出したもの。

5.2 **その他**

a) 納入された製品について疑義が生じた場合、品種鑑定等理化学分析や食味評価試験等検査機関に検査依頼をする場合がある。この場合、検体は官側と契約の相手方との協議のうえに採取し、官側から検査機関に提出する。

なお、検査等に要する費用は契約の相手方の負担とする。

b) 契約の相手方は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官などと協議するものとする。